

防府市狭あい道路拡幅整備要綱

平成9年7月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市内の狭あい道路の拡幅整備を市民の理解と協力のもとに促進するために必要な事項を定めることにより、良好な住環境の確保と安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路及び市長がこれに準ずるものと認める道
- (2) 道路後退線 法第42条第2項及びこの要綱により境界線とみなされる線
- (3) 道路後退用地 狭あい道路の境界線から道路後退線までの間の用地
- (4) 道路後退杭 道路後退線上の主要な位置に設ける境界杭
- (5) 工作物等 建築物、擁壁、門、塀、生垣、立木等
- (6) 建築行為等 工作物等を建築し、大規模に修繕し、大規模に模様替えし、築造し、植栽し、又は設置すること
- (7) 建築主等 建築物等を建築し、または工作物等を築造しようとする者及びその土地について権利を有する者

(道路拡幅の基準)

第3条 道路後退線は、狭あい道路の中心線から水平距離で2メートルの線とする。ただし、境界線がその中心線から水平距離2メートル未満で、かつ、高さ2メートルを超えるがけ地、川、幅1メートル以上の水路、線路敷、その他これらに類するもの（以下「がけ地等」という。）に接する道路にあっては、当該がけ地等の道の側の境界線から道の側に水平距離4メートルの線をその境界線とみなす。

(建築行為等の制限)

第4条 建築主等は、道路後退用地においては建築行為等をしてはならない。

2 建築主等は、狭あい道路と道路後退用地に高低差がある場合、盛土、切土等によって高低差を生じることのないように整地し、これを維持管理するよう努めるものとする。

3 建築主等は、道路後退用地における一般の通行を妨げてはならない。

(事前協議)

第5条 建築主等は、狭あい道路に接する敷地において建築行為等を行おうとするときは、狭あい道路の拡幅整備について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(拡幅整備の届出等)

第6条 建築主等は、狭あい道路に接する敷地について法第6条第1項の規定による建築確認を受けようとするときは、建築確認申請書を提出する前に、又は建築行為等を行おうとするときは、道路後退計画承認届出書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 建築主等は、道路後退用地に工作物等があるときは、建築確認申請書を提出する前に工作物等を撤去するように努めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、工作物等を撤去することが著しく困難であると認めるときは、その理由及び撤去の計画を明示した道路後退に関する誓約書(第2号様式)を提出させたいうで、工作物等の撤去を相当期間猶予することができる。

(承認)

第7条 市長は、前条第1項の規定により道路後退計画を承認したときは、道路後退計画承認通知書(第3号様式)を交付するものとする。

(道路後退杭の設置)

第8条 市長は、前条の規定による道路後退計画を承認したときは、道路後退杭を建築主等に支給するものとする。

2 道路後退杭を支給された建築主等は、道路後退杭を速やかに道路後退線上に設置するものとする。

3 前条の規定による道路後退杭の設置が完了したときは、道路後退杭設置完了報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(道路後退杭の維持管理)

第9条 建築主等は、前条の規定により設置された道路後退杭を正常な状態で維持管理しなければならない。又、建築主等に変更が生じたときも同様とする。

(道路後退用地の寄附)

第10条 市長は、道路後退用地が市道に接する場合で、建築主等から当該道路後退用地について寄附の申し込みがあった場合は、無償で寄附を受けることができる。

2 建築主等は、前項の規定により寄附をしようとするときは、寄附申込書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

3 前二項の規定により寄附を受ける道路後退用地の測量及び登記は、市が行うものとする。

(費用の助成)

第11条 市長は、第6条の規定により提出された道路後退計画承認届出書に基づき、建築主等が行う後退用地の測量及び登記並びに工作物を撤去するために要した費用について、予算の範囲内において助成することができる。

(道路後退用地の整備及び維持管理)

第12条 市長は、第10条の規定により寄附を受けた道路後退用地については、予算の範囲内において、舗装整備等を行い、維持管理するものとする。

(設計者等の責務)

第13条 法第2条に規定する設計者、工事監理者、工事施工者等は、建築主等に対し、必要な助言及び指導を行い、第1条に掲げる目的が達成できるよう努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が、別に定める。

附 則

この要綱は平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

道路後退計画承認申請書

| | | | | |
|---|----------------------------|---|-------------|-------------------|
| 防府市狭あい道路拡幅整備要綱第6条第1項の規定により道路後退計画を申請します。 併せて道路後退杭の支給を申請します。 | | | | |
| (宛先) 防府市長 | | | | 年 月 日 |
| | | 届出者 住所 (建築主等) 氏名 電話 | | |
| 敷地の地名地番 | | 防府市 | | |
| 土地所有者 | | 住所 氏名 | | |
| 設計者資格 住所氏名 | | () 級建築士 () 登録第 号 | | |
| 後退道路 | 幅員 公図 現況 | m m | 道路の 種別 | 市道 号線 里道・農道・私道 |
| | 境界査定 の有無 | 土地家屋調査士調査済 (調査士氏名) 道路管理者確認済 ・ 未調査 ・ 調査予定 (年 月 日) | | |
| 後退用地 | 後退幅 | m (延長 m 面積 m ²) | | |
| | 後退用地内の 工作物等 | 擁壁 門 塀 植栽 (その他) 撤去済・無 ・ 未撤去 (撤去予定 年 月 日) | | |
| | 道路と敷地 の高低差 | 有 (m) 無 | 後退用地 の寄附 | 寄附する 寄附しない |
| 後退杭等 必要本数 | | | 支給本数 | 後退杭 本 中心標 本 |
| 設置予定 | | | 支給日 | 年 月 日 |
| 受付 | 現場調査 | 備考 | | 承認 |
| | 年 月 日 立会者 調査員 調査員 | 路線認定 | | |

備考

- 1 太線内を記入してください。
- 2 添付書類 建築計画概要書の写し、公図の写し、寄附する場合は土地の登記謄本
- 3 建築計画概要書の配置図には撤去予定工作物及び後退杭の位置を記入してください。

道路後退に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 防府市長

建築主等 住所
氏名
工事監理者 住所
氏名
工事施工者 住所
氏名

下記の敷地の建築工事にあたり、敷地が接する道路の幅員が4メートル未満であるので、防府市狭あい道路拡幅整備要綱第6条第2項の規定に基づいて、道路境界線

(現在道路中心線から2メートル後退した線)

(現在道路反対側境界線より4メートル後退した線)

より突出している既存の建築物、擁壁、門、塀、植栽等の工作物を撤去することとしますが、下記の理由により建築確認書提出までに撤去することが困難なので次の撤去予定日までに工作物等の撤去を完了することを誓約します。

(撤去工事予定日 年 月 日)

また、撤去した道路後退用地は道路と同程度に整備、維持管理し、一般の交通の用に供することとします。

記

- 1 敷地の地名地番 防府市
- 2 撤去予定の工作物
- 3 撤去できない理由

備考

- 1 撤去予定工作物等及び後退杭の位置を建築計画概要書の配置図に記入し、写しを添付してください
- 2 住宅金融公庫融資住宅は工作物等の撤去を現場審査まで留保できます。

道路後退に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 防府市長

| | |
|-------|----------|
| 建築主等 | 住所 氏名 |
| 工事管理者 | 住所 氏名 |
| 工事施工者 | 住所 氏名 |

下記の建築工事にあたり、敷地が接する道路の幅員が4メートル未満であるので、防府市狭あい道路拡幅整備要綱第4条の規定に基づいて道路境界線

(現在道路中心線から2メートル後退した線)

(現在道路反対側境界線より4メートル後退した線)

より突出して建築物、擁壁、門、塀、植栽等の工作物を築造しないことを誓約します。

また、撤去した道路後退用地は、道路と同程度に整備、維持管理し、一般の交通の用に供することとします。

記

- 1 敷地の地名地番
- 2 撤去した工作物等

備考

- 1 撤去予定工作物等及び後退杭を建築計画概要書の配置図に記入し、写しを添付して下さい。
- 2 住宅金融公庫融資住宅は工作物等の撤去を現場審査まで留保できます。
- 3 道路後退用地を寄附する場合はこの誓約書は必要ありません。

第3号様式

道路後退計画承認通知書

| | | | | |
|--|--------------------|---|-------------|----------------------|
| 防府市狭あい道路拡幅整備要綱第7条の規定により道路後退計画を承認したので通知 します。 年 月 日 承認番号第 号 <div style="text-align: right;">防府市長 印</div> | | | | |
| 届出者住所氏名 | | | | |
| 敷地の地名地番 | | 防府市 | | |
| 土地所有者 | | 住所 氏名 | | |
| 設計者資格 住所氏名 | | () 級建築士 () 登録第 号 | | |
| 後退 道路 | 幅員 公 現 況 | m m | 道路の 種 別 | 市道 |
| | 境界査定 の有無 | 土地家屋調査士調査済 (調査士氏名) 道路管理者確認済 ・ 未調査 ・ 調査予定 (年 月 日) | | |
| 後 退 用 地 | 後退幅 | m (延長 m・面積 m ²) | | |
| | 後退用地内 の工作物等 | 擁壁 門 塀 植栽 (その他) 撤去済・無 ・ 未撤去 (撤去予定 年 月 日) | | |
| | 道路と敷地 の高低差 | ・有 (m) ・無 | 後退用地 の寄附 | ・寄附する ・寄附しない |
| 後退杭等 必要本数 | 後退杭必要本数 中心標必要本数 | 本 本 | 支給本数 | 後退杭 中心標 本 本 |
| 設置予定 | 年 月 日 | 支給日 | 年 月 日 | |
| 受 付 | | 備 考 | | |

備考

- この承認通知書の交付を受けたときは、速やかに後退杭を設置し、道路後退杭設置完了報告書を提出してください。
- 後退用地内に工作物等がある場合は上記の撤去予定日までに撤去してください。

第4号様式

道路後退杭設置完了報告書

(宛先) 防府市長

防府市狭あい道路拡幅整備要綱第8条第3項の規定により、道路後退杭を設置したので報告します。

年 月 日

設置者 住所
氏名

| | | |
|------------|-------------------|-------------------|
| 敷地の地名地番 | 防府市 | |
| 後退杭設置日 | 年 月 日 | |
| 杭設置 代理者 | 資格 | () 事務所 登録第 () 号 |
| | 氏名 | |
| 設計者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 計画承認 | 年 月 日 確認通知 第 号 | 年 月 日 第 号 |
| 備考 | | |

備考

- 1 設計者は後退杭の設置を確認し設計者覧に記名してください。
- 2 道路管理者の確認を受けた場合は備考欄に日付と立会者名を記入してください。

寄附申込書

年 月 日

(宛先) 防府市長

土地所有者 住所
氏名

下記の土地を道路敷地として防府市に寄附したいので、防府市狭あい道路拡幅整備要綱第10条第2項の規定により寄附を申し込みます。

記

1 寄附土地の表示

| 土地の地名地番 | 地目 | 地積 (㎡) | 延長 (m) | 所有権以外の権利 |
|---------|----|--------|--------|----------|
| 防府市 | | | | |

2 寄附の趣旨 公共用道路敷地

3 抵当権等 この土地について抵当権、地上権、賃借権、その他の所有権以外の権利の設定があるときは、寄附受納までに抹消し、第三者からの求償等の申出があるときは私が責任をもって解決します

4 添付図書

- (1) 公図の写し
- (2) 土地登記簿謄本

分筆申込書

年 月 日

(宛先) 防府市長

土地所有者 住所
氏名

下記の土地を、道路敷地として分筆し、防府市狭あい道路拡幅整備要綱第11条の規定による助成を受けたいので申し込みます。

記

1 寄附土地の表示

| 土地の地名地番 | 地目 | 地積 (㎡) | 延長 (m) | 所有権以外の権利 |
|---------|----|--------|--------|----------|
| 防府市 | | | | |

2 添付図書

- (1) 公図の写し
- (2) 土地登記簿謄本